



市長杯ゲートボール大会（6月11日 すぱーく加茂）

主な内容

- 小池市長の市政報告
- 土砂災害警戒の区域についての県との
折衝と加茂市による点検について ②⑯
- 加茂市国際交流協会総会 ⑯
- 市民大学講座を開催 ⑰
- 市指定文化財を紹介 ⑱
- 加茂の風土記「加茂貯蓄銀行」 ⑲

百年に一度の唯一の好機！

新加茂病院に産科の個室20室を確保しました！妊婦の方々は、皆個室を希望しています。

新加茂病院の隣りに病児保育園を確保しました！お金は加茂市と田上町が負担！

この二つこそ絶対必要な少子化対策！

産科の個室が1つでは、医師も妊婦もやって来ず、産科は実現しません。

市政報告

加茂市長 小池清彦

土砂災害警戒の区域について

ての県との折衝と加茂市による点検について

茂市長による検討と同意なしに、平成二十九年五月二十五日に公表したことに対し、加茂市長が抗議いたしました。

一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（今回の二百二十ヶ所と前回の土石流三十ヶ所合わせて二百五十ヶ所）の問題点の多い基礎調査の結果を米山知事が泉田前知事の時とは異なり、加

二 これに対しても米山知事は、加茂市長の要求を容れ、「基礎調査の中身は、点検していただいて結構である。その結果、妥当でない箇所が出てくれば基礎調査の結果を修正する。」と答えられました。

三 これにより、加茂市では、前述

の二百五十ヶ所について、今年末までを日途に点検を開始いたしました。

の土砂が高台にある西光寺まで飲み込む。

四　このたび公表された基礎調査の結果については、特に土石流の範囲がとんでもなく広いものになつてゐるものが多く、この結果を示された関係加茂市民の中には、あきれたり、当惑されたりした方が大勢おられます。

等で、最悪の場合を想定しても、とても考えられないものが多く入つております。

1000m^3 が一辺 10m の立方体の体積となりますので、たいした量ではありません。

(1)　八幡の西光寺の奥の「御廟沢」から出た、わずかに一二八〇

m^3

五 基礎調査の結果が公表されますと、住民の安心感に重大な影響を与えることになります。地価にも大きな影響を与え、特別警戒区域に指定されると、山側に大きな壁を建てたり、特定開発行為の許可を受けたりしなければならず、住民の権利に重大な影響を及ぼすものでありますので、基礎調査の段階で市町村長も関与して、住民の幸福の確保に万全を期することが絶対に必要であります。

六 泉田前知事は、市町村長が関与

する必要性をよく理解され、基礎調査結果については、必ず市町村長の同意を得た後公表するよう指示されたのでありました。その結果、前回は、基礎調査については、急傾斜地五十六ヶ所のうち、加茂市の指摘で二十一ヶ所が修正され後に公表されたのであります。また前回は、土石流については、県は、改めて検討し直してから加茂市と相談することを約束したのでありましたが、このたび、県は約束を破り、四ヶ所について修正を加えただけで、前回

の土石流三十ヶ所のすべてを一方的に公表したのでありました。

七 なお、当方は、去る平成二十八年十月十七日に前回の五十六ヶ所の急傾斜地に係る修正案に同意した際、泉田前知事に対し、土砂災害特別警戒区域を指定する場合は、建物を改築するとき山側に壁を建てたり、特定開発行為の許可を受けたりしなければならず、地価の下落等も起これり、寺院、料亭、その他の当事者にとつて、大きな不都合を生ずることにな

る恐れがある」とと、土砂災害警戒区域を指定する場合は、地価の下落等の不都合を生ずる恐れがあることを指摘いたしました。そして、「基礎調査結果の公表により、当事者は危険を承知することになり、それで法の目的は十分達せられたと考えるので、基礎調査結果は、「公表」するにどどめ、「指定」はされないよう要望したのでありました。

八 以上のような次第で、「ございまして、加茂市では、今年末を目途

に、このたび公表された県の基礎

調査結果を点検することになります。

その結果、妥当でない箇所があれば、これをしつかりと指摘し、修正していただく所存であります。

九 従つて、このたび県が公表した

基礎調査の結果は、今後変わり得るものであります。

十 以上に関して、次の文書を掲載します。

(1) 加茂市長の談話（平成二十九年五月二十五日）⑦～⑩頁

(2) 米山知事に対する加茂市長の要望書（平成二十九年五月二十二日）⑪～⑯頁

(3) 泉田前知事に対する要望書

（平成二十八年十月十七日）

⑯頁

総 第 4 3 5 号
平成29年 5月25日

加茂市長 小池清彦

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（今回の220ヶ所と前回の土石流30ヶ所）の基礎調査の県による公表に対しての加茂市長の談話

- 1 本日新潟県は、標記の基礎調査の結果を公表いたしました。
- 2 去る5月22日、当方は米山知事にお目にかかり、「前回の基礎調査（加茂市分は86ヶ所）においては、泉田前知事は、必ず市町村長の同意を得た後、公表するように指示されたのであり、これは極めて妥当なことであって、今回もそのようにされるよう」要望いたしました。また、加茂市が基礎調査を検討するため、3ヶ月程度の時間をいただきたい旨を併せて要望いたしました。
- 3 これに対し、米山知事は、「法律上は、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定する場合は、市町村長の意見を聴くことになっているが、基礎調査については、市町村長の意見を聴くことにはなっていない。基礎調査の結果は早急に公表したいので、このたび公表いたしたい。」とのことでありました。
- 4 これに対し当方は、
 - (1) 米山知事は、市町村長の意見をよく聴いて県政を行うことを

公約しておられるのに、このたびの公表では、市町村長を完全に無視している。

- (2) 基礎調査の結果は、指定と一体のものであり、その内容は同一のものである。
- (3) 前回は、基礎調査の急傾斜地 56ヶ所のうち、加茂市の指摘で 21ヶ所が修正された後公表されている。今回も妥当でない箇所が出てくる可能性が高い。
- (4) 前回の基礎調査の土石流 30ヶ所は、現実とかけ離れたあまりにも広すぎるものとなっており、県当局が再検討した後加茂市と相談する約束になっているのに、その相談をせずに、県が一方的に公表することは、約束違反の、信義にもとる重大な暴挙である。
- (5) 基礎調査の結果が公表されれば、市町村の住民の安心感に重大な影響を与えることになる。地価にも大きな影響を与え、特別警戒区域に指定されれば、山側に大きな壁を建てたり、特定開発行為の許可を受けたりしなければならず、住民の権利に重大な影響を及ぼすものであって、基礎調査の段階で市町村長も関与して、住民の幸福の確保に万全を期する必要がある。
- (6) 土砂災害特別警戒区域に指定されると、建て替える場合、山側に大きな壁を建てなければならず、料亭や寺院で致命的な打撃を受けるものが出てくるので、小京都加茂の景観を守るためにも、「指定」することに問題が生ずる可能性がある。従って、基礎調査の公表のみで、「指定」がなされない場合も大いにあり得ることであり、市町村長の関与は、基礎調査の段階において、絶対に必要である。

(7) 法律によれば、警戒区域の指定がなされると、市町村防災会議は多くの事項を定めなければならず、市町村長も多くのことと住民に周知させなければならないことになっている。この作業は、事実上基礎調査結果が公表されたときに、始まることになる。そのためにも基礎調査の段階における市町村長の関与がぜひとも必要である。

(8) 土砂災害防止法の根幹をなす国土交通大臣が定めた土砂災害防止対策基本指針には、「国、都道府県、市町村、住民それぞれの主体が十分に連携することが重要である。」と記されており、これがこの法律の根本精神である。

と申し上げたのですが、米山知事は、当方の要望を聴き入れず、法律の形式論を楯にとって、公表を行うとのことでありました。

5 当方は、このように重要な事案について、市町村長を完全に無視し、住民の幸福を軽視し、職権を强行しようとする米山知事の行動に同意することはできないところであります。

6 県当局が、市町村長の意見を聴かずに基盤調査の公表を無理やりに急ぐのは、県の基礎調査がコンサルタントまかせのものであって、その内容に自信がないからではないかとの疑念を抱かざるをえません。

7 しかしながら、米山知事は、法律の形式論を楯にとっておられる事であります、公表を阻止することはできません。そこで当方は、「これから、公表された基礎調査の中身を点検し、妥当でない箇所は、これを指摘します。その結果、妥当でない箇所は、基礎調査の結果を

修正されますか。」と尋ねました。これに対して、米山知事は、「基礎調査の中身は、点検していただいて結構である。その結果、妥当でない箇所が出てくれば基礎調査の結果を修正する。」と答えられました。

- 8 つきましては、これから当方は、今回の基礎調査 220ヶ所（急傾斜地 109ヶ所、土石流 107ヶ所、地滑り 4ヶ所）と前回の基礎調査の土石流 30ヶ所について、点検を行い、妥当でない箇所があれば、これをしっかりと指摘し、修正していただく所存であります。
- 9 従って、このたび県が公表した基礎調査の結果は、今後変り得るものであります。

平成29年 5月22日

新潟県知事

米山 隆一様

加茂市長 小池 清彦

土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査（220ヶ所）の内容について、市町村長の意見を聴いた後、公表していただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。そのための加茂市長による点検に3ヶ月程度の時間をいただきたくお願ひ申し上げます。

- 1 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査の結果は、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定と一体のものであり、その内容は、同一のものであります。
- 2 従つて、前回の基礎調査（86ヶ所）におきましては、泉田前知事さんは、必ず市町村長の同意を得た後、公表するように指示されたのでありました。
- 3 そこで加茂市長にも意見を聴かれましたので、加茂市は合計86ヶ所のすべてについて、現地調査と検討を行い、急傾斜地56ヶ所のうち妥当でない約20ヶ所を指摘いたしました。土石流30ヶ所は根拠

が明確でなく、多くが常識の範囲をはるかに超えた広大なものでありましたので、とても同意することができず、県当局と一緒に精査し直させていただきたいと申し上げ、県当局はこれを了承されました。このようなことになりましたのは、県当局が出して来られた案がコンサルタントの作成したものをおもにベースにしておられたことによるものであったためと考えます。

- 4 その結果、急傾斜地については、県当局もあらためて現地調査をされ、加茂市と意見が合致して、56ヶ所のうち21ヶ所を修正し、平成28年10月21日基礎調査の結果として、公表されました。
- 5 土石流30ヶ所につきましては、すべてをあらためて検討し直すことになり、県当局が後日検討結果を加茂市に示し、その後一緒に検討することになりました。県当局の土石流の検討結果は、このたび平成29年5月17日付で提示されましたが、4ヶ所が修正されているのみで、この4ヶ所を含めて、さらに一緒に検討する必要があると考えております。
- 6 前回の86ヶ所の基礎調査は、住宅密集地を中心に行われたものでありましたが、県当局は、このたび前回以外の220ヶ所（急傾斜地109ヶ所、土石流107ヶ所、地滑り4ヶ所）についての基礎調査結果を提示してこられました。
- 7 そして、県当局は、今回は、前回とは異なり、市町村長の意見は聴かないとのことであります。理由は、法律で市町村長の意見を聞くことになっているのは、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定する場合だけであって、基礎調査の結果の公表については、法律では市町村長の意見を聞くことにはなっていないことがあります。

8 これに対し、当方は、この県当局の考え方を絶対に了承することはできないところであります。その理由は、次のとおりであります。

(1) 基礎調査の内容は、指定の内容と同一のものであり、しかも、これが公表されるため、市町村の住民の安心感に大きな影響を与えるものである。地価にも大きな影響を与え、特別警戒区域に指定されれば、傾斜地側に壁を建てたり、特定開発行為の許可を受けたりしなければならず、住民の権利に重大な影響を及ぼすものであって、基礎調査の段階で市町村長も関与して、住民の幸福の確保に万全を期する必要がある。

基礎調査の公表のみで、「指定」がなされない場合も大いにあり得ることであり、市町村長の関与は、絶対に必要である。

(2) 泉田前知事が必ず市町村長の同意を得るように指示され、市町村長を重視されたのに、米山知事さんになって、市町村長の意見を聴かないこととされることは、これまで以上に市町村長の意見を聴いて県政を行っていくとの米山知事さんの公約に著しく反することになり、知事さんに対する県民の信頼と評価を著しく損ねことになる。

(3) 今までになかった、官僚による独裁と市町村長軽視・県民軽視の傾向が出現して来ているように思えて心配である。

(4) 法律によれば、警戒区域の指定がなされると、市町村防災会議は多くの事項を定めなければならず、市町村長も多くのことを見に周知させなければならないことになっている。この作業は、事実上基礎調査結果が「指定」と同じ形で公表されたときに、始まることになる。そのためにも基礎調査の段階における市町村長の関与がぜひとも必要である。

- (5) 土砂災害防止法の根幹をなす国土交通大臣が定めた土砂災害防止対策基本指針には、「国、都道府県、市町村、住民それぞれの主体が十分に連携することが重要である。」と記されており、これがこの法律の根本精神である。
- (6) 現に前回は、急傾斜地 56ヶ所を加茂市が点検した結果 21ヶ所の修正が必要になった。もし、市長の意見を求めずに調査結果を公表した場合は、加茂市は住民の幸福のために 220ヶ所の全てを点検することになるが、その結果多くの妥当でない箇所が出てくる可能性があり、公表された基礎調査結果と「指定」が異なることになって、大混乱が起こる恐れがある。
- (7) 県当局は、前回の土石流 30ヶ所について、あらためて検討することとし、県の検討結果が出たところで、加茂市と一緒に検討する約束になっているが、その約束を破って、加茂市と一緒に検討せずに、県の案を一方的に公表することは、信義にもとる重大な暴挙である。

建 第 972 号
平成28年10月17日

新潟県知事

泉 田 裕 彦 様

加茂市長

小 池 清 彦

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の
基礎調査結果の公表について

標記について、貴台の急傾斜地に係る修正案の公表に同意します。
なお、土石流については、さらに検討する必要があると考えます。
また、この修正案中の土砂災害特別警戒区域を指定する場合は、建物を
改築するとき傾斜地側に壁を建てたり、特定開発行為の許可を受けたりし
なればならず、地価の下落等も起こり、寺院、料亭、その他の当事者に
とって、大きな不都合を生ずることになるおそれがあります。土砂災害警
戒区域を指定する場合は、地価の下落等の不都合を生ずるおそれがあります。

このたびの公表により、当事者は危険を承知することになり、それで法
の目的は十分達せられたと考えますので、貴台におかれましては、この案
を公表するにとどめ、指定することはなさらぬよう、衷心よりお願ひ申し
上げます。



加茂市国際交流協会 総会・国際交流の集い

在住外国人を囲んで
交流を深める



六月二十日、産業センターで加茂市国際交流協会の総会と国際交流の集いが開催されました。総会では、七月にロシア・コムソモリスク市子供代表団が来市するほか、市内・近郷に住む外国人との交流事業について説明されました。

昨年度行われた事業は、七月二十六日から八月二日までの加茂市中学生代表団のコムソモリスク市訪問、ふるさと見学（十一月十二日）、世界の料理パーティー（十一月二十六日）、スコティッシュダンスパーティー（一月二十八

日）、日本語講座（通年）などを実施したことが報告されました。今年度予定されている事業では、コムソモリスク市子供代表団が七月十八から八日間滞在し、市役所表敬訪問、七谷中、葵中、下条小、芝野保育園を訪問する予定です。

また、世界の料理パーティーや外国人を対象としたふるさと見学、日本語講座などがあります。

総会後の国際交流の集いでは、新潟経営大学の留学生、市内建設会社の技術実習生など市内外の在住外国人約五十名を含む百十人が参加しました。始めに加茂市国際交流協会会长の小池清彦市長は「在住外国人との交流事業は県内では少なく、加茂市近隣では当協会の交流事業は広く知れ渡っています。外国人の方は、困っていることやわからないことは、何でもご相談ください。」とあいさつしました。パーティーでは留学生や実習生たちが、加茂での生活やお店の情報を交換して楽しんでいました。



市民大学講座

知識を深める8講座を開催



第1回「聞けば話に花が咲く『コミュニケーション力は聞く力』」
フリーアナウンサー

水島知子さん

聞き方がうまい人は、相手にうまく話をさせると、話のポイントが理解でき、相手の本音を聞けることもあります。

聞くことは、ただ音を聞き取るだけではないということを心に留め置いてください。

加茂軍議は、慶応四年（1868年）五月二十二・二十三日（現在の七月十一・十二日）にあり、奥羽越列藩同盟に加盟する七藩（会津藩、米沢藩、桑名藩、長岡藩、上山藩、村上藩、村松藩）が出席し、以降の作戦行動が議論されたといいます。

第2回「新潟県の晚生水稻新品種『新之助』について／育成の背景とおいしさの特徴」

新潟薬科大学教授 大坪研一さん

コメの新品種「新之助」の開発理由は、収穫期が同じコシヒカリだけでは、気象災害により被害が拡大する心配があります。そこでコシヒカリと収穫期が異なり、市場で評価される味や食感を満たす新品種が求められたからです。

第3回「脳も身体も『いきいきと！』

脳活性化プログラム シナプロジ

ー＆笑いヨガ」

村山昭子さん

笑いヨガは、簡単にできる健康体操の一つです。大きく笑って、新鮮な酸素をたっぷり取り込み、全身を換気することで、脳や身体が活性化されます。声を出して笑うことを体操にしてしまうことがポイントです。

第4回「越後戊辰戦争と加茂軍議」
河井繼之助記念館館長 稲川明雄さん

操の一つです。大きく笑って、新鮮な酸素をたっぷり取り込み、全身を換気することで、脳や身体が活性化されます。声を出して笑うことを体操にしてしまうことがポイントです。

第6回「『加茂から全国へ』～大学サッカーを通じた指導・育成～」
新潟経営大学教授 杉山 学さん

部員たちに目標は何かを話し合わせ、その結論に沿う指導を心がけています。大学でスポーツ競技を指導する内容は、技術だけではなく、一人の学生を社会に通用する人材に育てるこども大切です。

第7回「日本経済と国際貿易」
新潟大学准教授 武藤秀太郎さん

環太平洋戦略的経済連携協定（T

TP）で農産物の牛肉について解説しました。物流の国際化が進む中で、国内生産者は何が消費者を選んでもらえるかを考え、地域独自のブランド商品を生み出していかなければなりません。

第5回「最近の加茂市周辺の気象変化と温暖化／最近の気象災害の傾向や天気予報の利用方法」
一般財団法人日本気象協会新潟支店 主任技師 五十嵐義春さん

加茂市周辺での気象変化は、平均気温が上昇し、年間降水量は七・十ニ月が増加し、五月が減少していまので、観測機器の精度は向上している。この市民大学講座は、「いきいきと！県民カレッジ」の登録講座になつております。生涯学習活動の一つにもなっています。

第8回「熊に学ぶ」

民俗学者・考古学者 赤羽正春さん

昔から熊に関する民話は多く、人間とのつながりは深いものがあります。山地の熊が子孫を残していく状態こそが最も安定した環境であると考えれば、現代の人間側にも自然環境に対する心構えが必要ではないでしょうか。

市指定文化財紹介

本年三月、加茂市教育委員会は旧生田屋（新町）の建造物四棟（主屋及び土蔵三棟）を市文化財に指定しました。その概要を紹介します。

【旧生田屋】

（新町2—1—35）

旧生田屋は、もとは上条の有力な商家で地主の石井家が建てた居宅です。石井家は屋号「村松屋」を名乗る、明治時代の当主（石井百太郎）の名前から「百さ」の愛称で呼ばれています。主屋は大正六年（一九一七）の再建で、作業中の写真が残っています。

主屋は木造二階建て（一部鉄骨造）の桟瓦葺で、道路に対し入母屋造りの妻面としています。背面側は西側が入母屋造、東側は切妻造で、北東側には切妻造桟瓦葺の座敷棟が建っています。

主屋は一階玄関ホールの東側を帳場や厨房、北側を仏間とし、さらに北側に続き座敷及び三部屋からなる和室を設けています。二階には百十七帖の大広間があります。座敷棟は一階に居室や納戸等があり、二階は五十六帖の和室としています。

建築は、昭和二十八年・四十五



上棟時の古写真（大正6年）

認知症の方の歯科治療①

（認知症と診断されたら まず歯科へ）

全国で認知症を患う人の数が二〇二五年には七百万人を超えるとの推計値があります。六十五歳以上の高齢者のうち、五人に一人が

認知症に罹患する計算となります。

認知症の高齢者は、正しい意思の表出が困難になります。また、認知機能の低下とともに口腔衛生管理や飲み込みに関係する運動機能も低下します。そのため認知症が進むに従い、一気にむし歯や歯周病が悪化する場合があります。

認知症の高齢者が安全に歯の治療を受けるためには、「治療の必



要性を理解すること」「痛みや不快な感覚に對して我慢すること」「口をしばらく開けているなど指示に従えること」等様々な能力が必要になります。しかし、残念ながら効力が低下し、歯科治療を受けることがきわめて困難になります。このような事態になる前に、認知症と診断されたらまず歯科を受診して、歯科治療はしつかりと済ませておくことが重要になります。

歯科医師の指示に従うことができる段階で受診できれば、通常の歯科治療は難なく受けることができます。そして歯科医師は、認知症が進行して、いつか受診が困難になり、口の運動機能が低下することを見据えた早めの対策を立てて、歯科治療の方針を立てることができます。

認知症の症状を理解し、上手な対応が可能になると介護が断然楽になります。食べるとの問題も同様で、様々な行動に対し、その理由が少しでも理解できるようになると、楽しい食事時間を取り戻すことができるようになります。

（加茂市歯科医師会）

カメラ スケッチ



第18回全国松坂・小唄日本一大会（6月4日）

県内外から七部門に延べ四十二名が出席しました。「松坂」では三部門に六曲、「小唄」には二部門に四曲、民謡は二部門に十七曲がそれぞれ登場し、各部門ごとの優勝目指して歌声を響かせました。

加茂川一斉清掃（6月4日）

駒岡橋上流付近から石川公園までの区間に約二千人の皆さんから参加していただきました。空き缶などのごみは少なく、加茂川を大切にしている気持ちを再確認する機会になりました。



歯っぴいスマイル（6月4日）

歯と口の健康習慣に合わせての開催に、子どもからお年寄りまで大勢の方から来ていただきました。お口の中の健診コーナーでは、歯科医師会の先生方からむし歯かどうか診断してもらったりしました。

小学校団体鑑賞（6月6・7日）

今回、下学年は「オズのまほう使い」、上學年は「チョコレート戦争」のミュージカルが上演されました。ステージで俳優の皆さんのはしゃぎや動作に児童たちは一心に見入っていました。

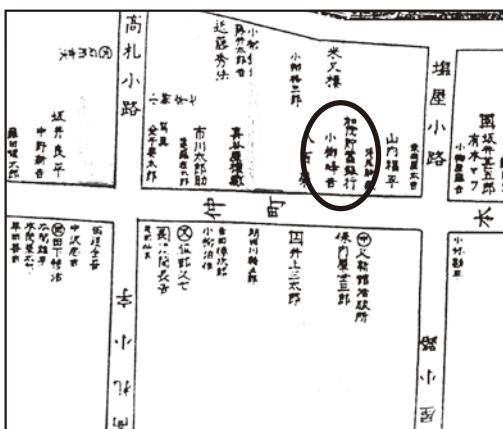
加茂に生まれた三銀行(1)

加茂貯蓄銀行（のちの加茂銀行）

明治二十三（一八九〇）年の「商法」施行にあわせ、「銀行条例」「貯蓄銀行条例」が公布され、民間の金融機関は、普通銀行と貯蓄銀行とに区別され、国の規制・指導下におかれることになった。

貯蓄銀行とは、一口五円未満の貯金も預かり、複利で利子を付けるなど、庶民の少額の資産の増殖を図ることも目的とした。資本金三万円以上の株式会社で、取締役は連帯で無限責任を負うなどの条件が付けられていた。地場産業が盛んだった当時、それらの資金需要に対応する地域の金融機関として、県内でも各地に設立された。

箪笥・建具に加え、木綿・人絹などの纖維産業が盛んになっていた加茂でも、明治三十（一八九七）年十月一日に株式会社「加茂貯蓄銀行」が開業した。「新潟新聞」所載の開業広告によれば、①所在地は大字加茂五三



明治32年の加茂町案内図（左）と大正9年の加茂町市街図（右）。加茂貯蓄銀行は仲町大通りの山側に開業し、その後、街通り向かい側に移転している。

七番戸（②普通貯金は一銭から（利子五分五厘二毛）、定期預金は三十円以上（年利六分）③営業時間は

午前八時から午後四時まで（日曜日も営業）、などの営業内容が知られる（『加茂市史』資料編3）。石田友吉（大地主・染色業）、皆川良七（機織り業）が専務取締役となり、ほかに呉服商人の早田善吉・小島重太郎が取締役だった（『第四銀行百年史』）。

日清戦争後の纖維業の発展という追い風を受けて誕生した「加茂貯蓄銀行」は、三十三年には「漸次業務拡張」と「新潟新聞」（3月11日付）が報じる景況で、同年十二月には営業規模を拡大し、それまでの貯蓄部（三万円）に加え、「為替取組其他（一般）の銀行業務を行う普通部（二十万円）を設け、名称も「加茂銀行」と改めた（「新潟新聞」12月8日付）。資本金も三倍の十五万円に拡大し、以後、加茂地域の金融で中核的役割を担うようになる。

好調な業績を背景に、翌三十四年九月十二日には大字加茂六四四番戸に新築移転した（『第四銀行百年史』）。ちなみに明治三十四年末の県内貯蓄銀行三十一行の預金額を見ると、加茂銀行は六万六千円余で第七位である（「新潟新聞」明治35年2月22日付）。

（溝口敏麿）

アリヤドーツ

社会福祉費寄付金

▼全国松坂・小唄日本一大会実行委員会から 一万二千七百十円

人口のうごき

6月1日現在

世帯	10,301	(- 1)
人口	27,969	(-35)
男	13,557	(-16)
女	14,412	(-19)
() 内は前月比		
(5月異動分)		
出生	9 (男 3 女 6)	
死亡	41 (男 22 女 19)	
転出	46	転入 43